

令和7年度社会福祉法人草笛の会事業計画

I. 事業方針

“この地域に成人施設がほしい”との親御さんたちの強い願いから、地域及び行政を巻き込んだ積極的な法人設立運動が展開され、昭和50年10月2日に法人設立を実現した。本年は法人創立50年の節目の年を迎える。

昭和51年2月の草笛共同作業所開設以降、それぞれの時代の福祉ニーズや要請に応えるため、必要な施設整備・事業所整備を行うとともに、利用者に必要なサービスの構築に努めてきた。無認可作業所時代に利用者・家族・地域・職員との「6つの約束」として構築した支援理念のもと、労働と自治的集団及び地域の理解と協力は利用者の発達と生きがいの実現にはなくてはならないものとして位置付け、その実践化を図りつつ、利用者それぞれに応じた自律的生活の実現を目指して実践をしてきた。

50周年はゴールではなく通過点であり、新たな出発点でもある。次の50年に向けて更なる発展を期するため「未来への創造」に取り組む必要がある。草笛の会のあるべき姿の実現のため、人と組織の更なる変革を推進し、“未来への創造”を推進するため、職員の果たすべき方向性を示し、職員一人ひとりが自身の役割・機能を認識し、自ら努力する姿勢を持ち、効率的かつ協調的に働く意識の醸成が必要になる。

障害者権利条約には、障害者の“当たり前の権利と自由を認め、社会の一員として尊厳を持って生活すること”を目的としており、利用者の権利擁護意識をより一層強く持った障害福祉サービス事業の運営が期待されている。そのためには、全職員が権利擁護の意識と虐待や差別を絶対に許さない強い意識を持ち、良質なサービスを継続して提供していくことが求められる。障害者福祉に携わる職員として、利用者の人権尊重などの専門的な倫理観や価値観を一人ひとりが自覚し、実践に活かしていく現場力を鍛えていき、利用者や家族、地域の方々から信頼される“この地域になくてはならない”法人・事業所を目指す。

II. 重点目標

1. コンプライアンスの徹底

コンプライアンスの徹底が経営の基盤をなすことを強く認識し、障害福祉事業上求められるあらゆる法令、法人諸規程等の遵守はもとより、社会規範及び社会的良識に即した誠実かつ公正な事業を推進していく。

2. 経営組織のガバナンスの強化

利用者及び地域社会の福祉ニーズに応え、法規制遵守はもとより、労働、安全衛生、人権、財務等の公正かつ透明性の高い適正な運営を確保し、長期持続的に障害者福祉サービスを提供していく。

3. 持続可能な経営基盤の確立

- ・給付費の加算取得や減算回避、事業所稼働率向上により事業収入増加を目指す。
- ・サービスの質を向上させるために、利用者から出される苦情や要望等を真摯に受け止め

サービスの改善、組織の経営改善に活用するとともに、利用者の権利擁護や QOL の充実に努める。

- ・利用者のニーズを的確に把握するとともに、地域への貢献、地域との連携を図りながらサービスの改善、リスク予防、新たなサービスの構築等に取り組む。
- ・効率的な人材配置に努めると共に、コスト及び財務管理の視点を持ち、サービス提供の創意工夫と経営努力を行う。
- ・年度毎の決算について分析を行い、次年度以降の経営計画に反映させ、長期的なサービス事業展開を見通した財務計画及び予算管理を確実に行う。
- ・チームリーダーが経営を意識できるよう、予算管理、会計書類の見方、経営分析などを研修メニューに組み入れ、経営管理について学ぶ機会を提供する。
- ・各事業の今後のあり方と経営状況に基づいた利用定員の見直しや事業の見直しについて検討し、適正な事業所運営体制を確立していく。
- ・ブランディングの専門家のサポートを受けながら、商品やサービスに付加価値を付けてブランド力を高めることで、持続的な組織経営を実現できるようにする。

4. サービスの質の向上

- ・利用者の意思及び人格、権利を尊重し、一人ひとりの持っている力を引出しながら、社会自立や生きがいをもった充実した生活実現のための適切な支援に努める。
- ・第三者による評価の受審を行い、外部の評価結果を活かしたサービスの改善を行う。
- ・外部専門家によるスーパーバイズを受けることにより、支援技術の向上や適切な知識の習得を図り、利用者の人権を尊重した質の高いサービスの提供を行う。
- ・ISO14001 環境マネジメントシステムにより、業務の効率化等を図るシステムづくりを促進し更なるサービスの質の向上に努める。
- ・相談事業所との情報共有と連携の強化を図り、サービス等利用計画に沿って、個別支援計画を作成し、利用者一人ひとりの意思や課題、ニーズをもとに、充実した個別支援計画を策定する。それに伴い、個々のニーズに沿った質の高い専門的なサービスの提供に多職種協働で取り組む。

5. 人材の確保と育成及び定着

- ・深刻化する人材不足に対処するため、大学等との連携や訪問、採用説明会、実習生の積極的な受入れ等を実施し、多様な人材確保の方策を講じる。
- ・高校生、大学生を対象に“福祉や障害者支援の魅力”を知ってもらう機会として、施設見学会やインターンシップを実施する。
- ・キャリアパスを明確にし、階層ごとに期待する職員像を明示しながら、職員の適正な評価も含めた育成システムを構築し、職員育成の充実に努め、主体的、自立的な職員の育成を強化する。
- ・年間研修計画に基づいて、内外の研修会に積極的に参加し、福祉従事者としての倫理観や、専門的知識の習得等、個々の職員のレベルアップを図る。
- ・OJT担当者や新任職員育成担当者（チューター）を有効活用しながら、人材育成の基本であるOJTの推進に取り組む。
- ・法人支援理念を正しく理解・浸透させることで、職員の行動指針や価値観を統一させ、職員が生き生きと働き、目的に向かって一丸となって取り組む組織づくりを図る。
- ・組織の目標設定とビジョンの共有はチームリーダーの役割であるため、その役割が発揮できるチームリーダーを育成する。

- ・職員が意欲を持って生き生きと働き続けられるよう、日頃のコミュニケーションの活性化等による風通しの良い職場作りを推進する。
- ・各種ハラスメント防止対策を講じ、風通しの良い組織風土を醸成する。
- ・各種のメンタルヘルス対策により、心身ともに健康で働き続けられる職場環境の実現に努める。
- ・外国人労働者の活用と定着を支援する。

6. めざす福祉サービス従事者像

- ・利用者の権利を理解し、その擁護に邁進する。
- ・利用者に対して、最善の価値をもたらすサービスの実現に向けて行動する。
- ・確かな目標を持って業務に携わるプロフェッショナルな職業人としての姿勢を確立する。
- ・プロフェッショナルとして誇るべき成果、能力、技術を示す。
- ・ブランド力を持った新たなサービスの創出に努める。
- ・前向きな姿勢で自ら挑戦、成長する向上心を忘れることなく、更に職場の課題解決や業務改善にも率先して取り組む業務姿勢を確立する。

7. リスクマネジメント体制の強化

- ・ヒヤリ・ハット事例の収集・検証が事故防止のために重要であることを周知徹底し、万が一事故が起こった場合は、原因の究明及び是正処置、水平展開を行い、再発防止に努める。
- ・個人情報保護方針、情報管理規程及び特定個人情報取扱規程を順守し、個人情報の適正な管理を徹底する。
- ・災害、防犯対策として、大規模災害が発生した場合でも施設・事業所機能を維持させるため、BCP及び対応マニュアルに基づく定期的な訓練などを行っていくほか、感染症発生時においてもBCPに基づいて非常時に施設・事業所機能を低下させない体制整備を図っていく。
- ・重大事故発生時に施設長・施設長補佐をメンバーとするインシデント会議を立ち上げる。ここでは、事故の根本原因の特定と理解を行い、再発の可能性を軽減するための有効な予防措置を設定し、再発防止に努める。

8. 地域貢献活動の実施

- ・あらゆる事情により、一時的に障害者を支援することが困難になった家庭等に対し、当該家庭等における障害者の生活をサポートする。
- ・地域の中で生活する障害児者に対して、日々の困りごとを気軽に相談できる窓口を設け障害児者の生活の安定に貢献する。
- ・生活困窮者への支援（緊急受入等）をはじめとして、地域における多様な地域課題に主体的に関わり、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進する。
- ・子ども食堂の運営を継続し、孤食の解決や地域コミュニティー機能も果たしていく。
- ・ひきこもり者等への中間的就労（心身の不調や長期ブランクなどの働きづらさを抱え、すぐに一般就労することが難しい方に、一定の配慮と支援を行う。）の場を保障し、不安を減らし自信を回復させることで、一般就労に繋げていく。

9. 法人創立 50 周年記念事業の開催

法人創立 50 周年記念事業を開催し、法人の過去を学び、今を見つめ、希望の未来につ

なぐ取り組みとする。

10. 基幹相談支援センター事業[菊川市、掛川市、御前崎市、森町委託事業]

地域における相談支援の中核的な役割を担う事業として、総合的及び専門的な相談支援の実施や地域の相談支援体制の強化の取組み、自立支援協議会の運営等を通じた地域づくりの取組みを行う。

V. 借地料の支払い

借地 16,568,10 m²の借地料 4,473,387 円を 15 名の地主に支払う。